

報告第1号

令和5年度匝瑳市一般会計予算繰越明許費繰越しについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、令和5年度匝瑳市一般会計予算の繰越明許費を、別紙繰越計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月7日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

令和5年度匝瑛市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳			
						国県支出金	市債	未収入特定財源	その他
				円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	防災対策事業	14,470,000	14,470,000		14,400,000		70,000	
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	8,316,000	8,316,000					
3 民生費	1 社会福祉費	マイナンバーカード交付事業	5,500,000	5,500,000					
		地域福祉計画策定事業	3,686,000	3,685,080			3,623,400	61,680	
		住民税均等割のみ課税世帯等臨時給付金給付事業	34,326,000	26,626,000			26,626,000		
4 衛生費	1 保健衛生費	住民税非課税世帯等臨時給付金(追加給付)給付事業	5,274,000	5,274,000			5,274,000		
		新型コロナウイルスワクチン令和4年秋開始接種事業	1,701,000	1,700,820			1,700,820		
7 土木費	6 砂防費	吉田地先急傾斜地崩壊対策事業	14,490,000	13,074,580			10,000,000	1,888,458	1,186,122
9 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業	77,150,000	77,150,000			53,800,000		5,155,000
合 計			164,913,000	155,796,480		78,200,000	5,511,858	6,472,802	

令和6年6月7日提出

千葉県匝瑛市長 宮内 康 幸